

重要事項説明書

指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、甲府市における指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定地域密着型通所介護サービス提供する事業者（法人）について

法人名称	株式会社セレクト
代表者職・氏名	代表取締役 大内 俊志
本社所在地	甲斐市富竹新田1989-10
法人連絡先	TEL：055-270-0243 FAX：055-270-0243
法人設立年月日	令和2年2月5日

2 サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	リハビリ道 甲府事業所		
介護保険事業所番号	1990101147		
事業所所在地	甲府市下小河原町293		
電話番号	055-270-0826	FAX	055-270-0339
通常の事業実施地域	甲府市		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより社会参加の促進およびご家族様の負担軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	ご利用者の要介護・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービス提供を行います。 ご利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況を的確に把握し、機能訓練その他必要なサービスをご利用者の希望に添って適切に提供します。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（ただし12/30～1/3を除く）
営業時間	8：30～17：30

(4) サービス提供可能な日時

サービス提供日	月～金曜日（ただし12/30～1/3を除く）
サービス提供時間	9：20～16：30
延長サービス提供時間	なし

(5) 事業所の職員体制

管理者氏名	村上 直
-------	------

職	職務内容
管理者	<p>従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行い、その他業務の管理を行います。</p> <p>ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を生活相談員等と協力して作成します。</p> <p>また、サービス実施状況の把握及び地域密着型通所介護・介護予防計画の変更を行います。</p>
生活 相談員	<p>ご利用者様がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び介護に関する相談及び援助などを行います。</p> <p>また、地域密着型通所介護・介護予防計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行います。</p>
看護 職員	<p>サービス提供の前後及び提供中のご利用者様の心身の状況等の把握を行います。</p> <p>ご利用者様の静養のための必要な措置を行います。</p> <p>ご利用者様の病状が急変した場合等に、主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</p>
介護 職員	<p>地域密着型通所介護・介護予防計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護を行います。</p>
機能訓練 指導員	<p>地域密着型通所介護・介護予防計画に基づき、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。また、ケアプランに基づき個別機能訓練計画書の作成をします。</p>

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
地域密着型通所介護・介護予防計画の作成 (全てのご利用者様について作成します)	<p>ご利用者様に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、ご利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護・介護予防計画を作成します。</p> <p>地域密着型通所介護・介護予防計画の作成に当たっては、その内容についてご利用者様又はそのご家族様に対して説明し、ご利用者様の同意を得ます。</p> <p>それぞれのご利用者様について、地域密着型通所介護・介護予防計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p>	
利用者居宅への送迎	<p>事業者が保有する自動車により、ご利用者様の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</p> <p>ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>	
日常生活上の世話	食事介助	<p>食事の提供及び介助が必要なご利用者様に対して、介助を行います。また、嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。</p>
	口腔ケア	<p>食後の口腔内の清掃や口腔内の管理</p>
	入浴介助	<p>入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。</p>
	排泄介助	<p>排泄の介助、おむつ交換を行います。</p>
	更衣介助	<p>上着、下着の更衣の介助を行います。</p>
	移動・移乗介助	<p>介助が必要なご利用者様に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。</p>
	服薬介助	<p>介助が必要なご利用者様に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。</p>
	機能訓練	<p>ご利用者様の状態や能力、希望等に応じて機能訓練指導員が専門的知識に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練 ・器械・器具等を使用した訓練 ・集団的に行う体操などを行います。
	その他 (創作活動など)	<p>ご利用者様の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。</p>

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

・基本報酬

サービス提供区分	提供時間帯	単位数	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
7時間以上 8時間未満	要介護1	750	761円	1,521円	2,282円
	要介護2	887	899円	1,799円	2,698円
	要介護3	1028	1,042円	2,085円	3,127円
	要介護4	1168	1,184円	2,369円	3,553円
	要介護5	1308	1,326円	2,653円	3,979円

※現行の通所介護相当

3～8時間未満/回	要支援1	1798/月	1,823円	3,646円	5,470円
	要支援2	3621/月	3,672円	7,343円	11,015円

事業所区分（7等級地）：1単位10.14円

※ ご利用者様の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、ご利用時間に応じてご請求させていただきます。

※ 月平均のご利用者様の数が当事業所の定員を上回った場合及び地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。

・加算等

加算名称	単位数	負担額		算定回数等	備考
入浴介助加算（Ⅰ）	40	1割	41 円	入浴介助実施 日数	※下欄に記載
		2割	81 円		
		3割	122 円		
入浴介助加算（Ⅱ）	55	1割	56 円		
		2割	112 円		
		3割	167 円		
個別機能訓練加算（Ⅰ-イ）	56	1割	57 円	個別機能訓練を 実施した日数	
		2割	114 円		
		3割	170 円		
個別機能訓練加算（Ⅰ-ロ）	85	1割	86 円	個別機能訓練を 実施した日数	原則こちらの加算 を取得させていただきます。
		2割	172 円		
		3割	259 円		
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	1割	20 円	1月につき	
		2割	41 円		
		3割	61 円		
運動機能向上加算 （要支援の方）	225	1割	228 円	1月につき	
		2割	456 円		
		3割	684 円		
口腔機能向上（Ⅰ）	150	1割	152 円	1月につき	要介護：2回/月 要支援：1回/月
		2割	304 円		
		3割	456 円		
口腔機能向上（Ⅱ）	160	1割	162 円	1月につき	
		2割	324 円		
		3割	487 円		
ADL維持等加算（Ⅰ）	30	1割	30 円	1月につき	ⅠかⅡは国から判 定を受けての取得 になります。確定 次第連絡いたしま す。
		2割	61 円		
		3割	91 円		
ADL維持等加算（Ⅱ）	60	1割	61 円		
		2割	122 円		
		3割	183 円		
科学的介護推進体制加算	40	1割	41 円	1月につき	
		2割	81 円		
		3割	122 円		
※介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の9.0%を加算		1月につき		

所定単位数・・・基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数

事業所区分（7等級地）：1単位10.14円

(3) 地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス従業者の禁止行為

地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス従業者はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② ご利用者様又はご家族様の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ ご利用者様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑤ その他ご利用者様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 その他の費用について

① 送迎費	ご利用者費用負担なし	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、以下の場合にキャンセル料を請求いたします。	
	当日朝8時30分までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	それ以降のキャンセル (振替の場合はキャンセル料なし)	1,000円
※ただし、ご利用者様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食事の提供に要する費用	750円（おやつ代含む）	
④ レクリエーション等に要する費用	100円	
⑤ パット代等	100円（1枚当り）	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

① ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までにご利用者様にお渡しいたします。
② お支払い方法等	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録のご利用者様控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、支払通帳への入金をお願いいたします。 (ア) 利用者指定口座からの自動振替

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。
- (2) ご利用者様要介護認定を受けていない場合は、ご利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。要介護認定の更新の申請が必要と認められるときは、遅くともご利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるようお願い申し上げます。
- (3) ご利用者様に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、ご利用者様及びご家族様の意向を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護・介護予防計画」は、ご利用者様又はご家族様にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、ご利用者様等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 利用期間が2か月間ない場合、もしくは休みが続く場合は原則ご利用を終了させていただきます。

7 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者：村上 直
-------------	----------

8 身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様及びそのご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
一時性	利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとし、</p> <p>事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族様の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様のご家族様の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご家族様の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、ご利用者様及びそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急連絡先			
家族等氏名（続柄）		連絡先	
家族等氏名（続柄）		連絡先	
医療機関・診療所名			
主治医		連絡先	

※契約締結後に追加記入いたします。

11 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様の家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村（保険者）		連絡先	
居宅介護支援事業所			
担当ケアマネージャー		連絡先	

※契約締結後に追加記入いたします。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険
補償の概要	施設損害補償、業務遂行損害補償など

12 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護・介護予防計画」の写しを、ご利用者様の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- (1) 指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) ご利用者様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

16 衛生管理等

- (1) 指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 運営推進会議について

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- (2) 当事業所の行う地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (3) 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスについて知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。
- (4) 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

< 苦情処理の体制、手順 >

- (1) ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (3) 苦情相談担当者（応対者）は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- (4) 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様またはご家族様へ報告します。
- (5) 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

苦情申立の窓口

事業者		リハビリ道 甲府事業所	
所在地		甲府市下小河原町293	
TEL	055-270-0826	FAX	055-270-0339
受付時間	月～金曜日（ただし12/30～1/3を除く）		

保険者（市町村等の介護保険担当部局）		福祉支援室長寿介護課経営係	
所在地		山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号	
TEL	055-237-5473	FAX	
受付時間	月曜～金曜（祝日、12月29日～1月3日を除く）		

山梨県国民健康保険団体連合会			
所在地		山梨県甲府市蓬沢一丁目15-35山梨県自治会館4階内	
TEL	055-223-2111	FAX	

19 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施